

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（ホール）

1. 基本的な感染防止策

公演主催者は、施設管理者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じてください。また、公演主催者におかれましては、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表していただくようお願いいたします。

なお、以後の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず共通となります。

正しいマスクの常時着用

マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること

手指の消毒や手洗いの徹底

大声を出さないこと、咳エチケットの徹底

相互の社会的距離の確保

常時換気の励行（来場者を除く）

飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限

厚生労働省の非接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域の通知サービスの登録、利用者のQRコード読み取り等の推奨

検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる

- ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
- ・PCR等の検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

2. 具体的な感染防止策

公演主催者が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。

仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。

- 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定をしてください。
- 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討して下さい。
- 会議室や練習場等は、大声での発声が伴わない利用については、会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人とが接触しない程度の 間隔）を空けてください。
- 感染拡大地域からの出演者、競技者等が利用する場合、ワクチン接種証明又は PCR 検査の陰性証明を提出してください。
※感染拡大地域 = 直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数が 15 人以上の都道府県
- 地域の感染状況等により、直前でも利用許可を取り消すことがあり、その際の補償などはできないことをご了承ください。

(2) 客席の配席（収容率）

- 来場者の配席については、原則として指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- 地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率 100%以内、最前列席については下段記述参照。）とすることが可能です。
- 上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従ってください。（異なるグループ間では座席を 1 席（立席の場合は 1 m）空けますが、親子等の同一グループ（5 名以内）では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容率は 50%を超える場合もあり得る。）
- なお、ワクチン未接種年齢層や高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 隣同士の配席とする際には、座席のひじ掛けの使用について、原則、左右いずれかに統一するように要請してください。
- 客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で 2m 以上を設けてください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低 1 m を目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- 公演時の出演者を除き、屋内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底して下さい。
- 楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行ください。
なお、必要に応じて二酸化炭素モニター（基準 1000ppm 以下）を活用ください。

- ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を講じてください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに関係者の健康管理に努めてください。なお、主要な関係者についてはワクチン接種を推奨します。

(4) 来場者に関する感染防止策

- 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、発売時に告知してください。
- 来場者側の自己検温だけではなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じて下さい。
- 入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や入退場導線の分散、案内人員の配置、またメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、十分な距離（最低1m）の間隔を保持してください。
- 入退場時のエレベーター利用は、密にならないよう定員を制限してください。
- 公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。
- チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- 公演中の携帯電話等の抑制案内は、電源オフではなく、接触確認アプリの作動を妨げないように電源及びBluetoothをonにした上で「マナーモードかつフライト/機内モード」設定としてください（携帯電話抑制装置の使用はアプリ作動には干渉しません）。
- 配慮が求められる来場者、障害者や高齢者、ワクチン未接種年齢層等については事前に対応策を検討してください。
- 公演前後の交通機関の分散利用や飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。
- 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、入退場時の利用を周知してください。また、不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
- 入場時のチケットもぎりについては、入口の滞留状況等を想定し、簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認）するか、係員のごまめな手指消毒（若しくは手袋着用）の徹底かを検討してください。
- チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員の手指消毒（若しくは手袋着用）を徹底してください。
- 公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- プレゼントや差し入れ等は控えてください。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- 来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。

②飛沫感染防止策

公演の内容等によりませんが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は会話等が想定されないことから、適切なマスク着用をすることにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討ください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- 感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者を舞台上に上げる 等）は控えてください。
- 来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔（最低 1m）を取るとともに、不織布マスクを着用してください。
- 来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意をしたうえで、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽してください。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- 施設内ではワクチン接種の有無に関わらずマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- 休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- 休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制してください。
- 休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低 1 m）を空けた整列を促してください。
- 会場内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので控えてください。

（6）その他、物販等

- 現金の取扱をできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- 物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じてこまめな手指消毒（手袋着用）を行ってください。
- 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。
- オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸出しを行わないようにしてください。

3. 感染拡大への防止策

公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- 公演主催者は公演関係者及び来場者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- また、発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱いに十分注意してください。
- 公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機やPCR検査の受診等の基準を定めてください。基本は、発熱など軽度の体調不良の場合には抗原簡易キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、保健所ので了承を得た上で、PCR検査等を速やかに実施してください。さらに濃厚接触の可能性のある者にも検査を促してください。
- また、同様に感染者発生の際の対応についても公表や公演実施の基準等を定めてください。

本ガイドラインについては、公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和3年10月15日策定）を基に作成しました。

以上